

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 栃尾ショッピングセンター

所在地 長岡市滝の下町82 外

設置者 株式会社原信

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,717平方メートル

(変更後) 3,411平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社原信 午前7時00分から午後12時00分

株式会社しまむら 午前10時00分から午後8時00分

(変更後) 株式会社原信 午前7時00分から午後12時00分

株式会社しまむら 午前10時00分から午後8時00分

株式会社星光堂薬局 午前9時00分から午後12時00分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設2 午前8時00分から午後9時00分

荷さばき施設3 午前9時00分から午後12時00分

(変更後) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設2 午前8時00分から午後9時00分

荷さばき施設3 午前9時00分から午後12時00分

荷さばき施設4 午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和2年10月18日

4 変更の理由

敷地内に建物1棟を新設することに伴い施設の配置と施設の運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和2年2月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年2月28日から令和2年6月28日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp